

〈資料紹介〉

志水文庫蔵『能興行并能舞台一卷之記録』翻刻と解題

大山 範子

一 資料の概要

本紀要第十三号において、古典芸能研究センターの志水文庫（故信多純一教授旧蔵書）に含まれる能楽関係資料の概略を述べ、未紹介と思われる資料二点について記し、うち一点の翻字（部分）を掲げた。今回は、その際に詳細に触れることができなかつたもう一つの史料について述べる。今春予定していた現地調査も叶わず、判明したことはわずかだが、現在知り得た情報からわかることを記しておきたい。

本資料「能興行并能舞台一卷之記録」は、志水文庫の能楽資料で唯一史料（五―2―5）に分類される。内容は、天保から弘化年間を主とした熊本・宇土の三宮社の仮設能舞台設立に係わる記録で、同社神主の吉見佐渡守（のち能登守）宛あるいは吉見筆の文書類（「口上覚」二種・「能舞台建立一卷之事」・「奉願覚」ほか）の控えのほか、舞台完成後の雑録から成る。

この三宮社は宇土の地で産土神として信仰されてきた。春日・住吉の両大明神と八幡大明神を祭神とする旧郷社で、『国郡一統志（神社篇）^{（注1）}』には「神官社役人三十六人、祭祀田若干地、一歳祭祀廿五度、九月十九日者遷神輿于轟水上、供奉十二人、随兵百

廿人、有流鑄馬、相撲等也」とみえる。前号にも記した通り、同社の秋季大祭で能が演じられていたことは近世の史料（「三宮社記録」^{（注2）}、詳しくは後述）に見えるが、それは祭礼行列の一環としてであり、本資料にみるようなかたちでの能奉納ではない。^{（注3）}

三宮社は明治四年に「西岡神宮」と改称するが、近代以降にも同様に奉納行列の一部として能が奉納された事例が明治三十年の新聞記事で一例だけ確認できる。^{（注4）}この後は演じられなくなっていくものだろうか。一方で昭和期に、神事の御幸式以外のかたちでの演能も行われたらしいことがうかがわれる。十月十九日の秋季大祭は今も続いているが、現在は能（謡や囃子）の奉納は行われていないという。

宇土のまちは、小西行長の宇土城築城によって町の基礎が作られたとされる。小西行長は、城下に武家屋敷・町屋敷などを整備し、南北の幹線と東西に横丁を配して碁盤の目のような町並みを作った。併せて主河川（船場川）の流れを変えて外堀と運河とする大事業も行っている。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦以後、宇土も含め肥後は加藤清正領となり、寛永九年（一六三二）には細川氏領となった。宇土藩は、正保三年（一六四六）細川行孝に三万石が与えられて成立、明治初年まで続いた。本史料に記され

たのは、宇土細川氏十代藩主の細川立則から最後の藩主行真の時代のできごとである。

二 翻刻と解題

〔書誌〕

「能興行并能舞台一卷之記録」写本一冊

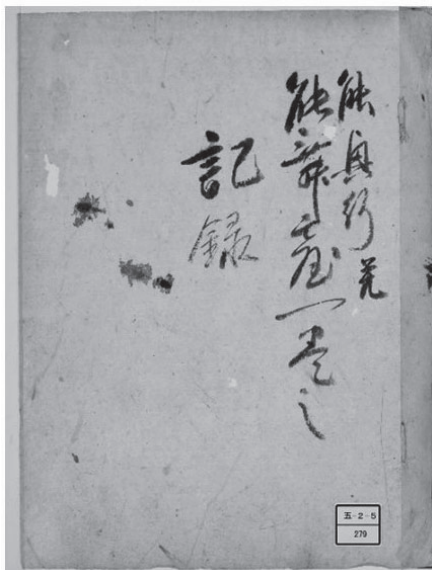
(請求番号五―2―5―279)

外題「能興行并ノ能舞台一卷之ノ記録」

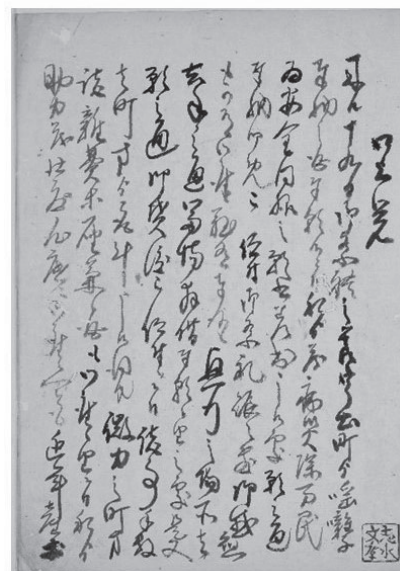
版型 大本(二五・四×一九・二糎) 袋綴

表紙 共表紙

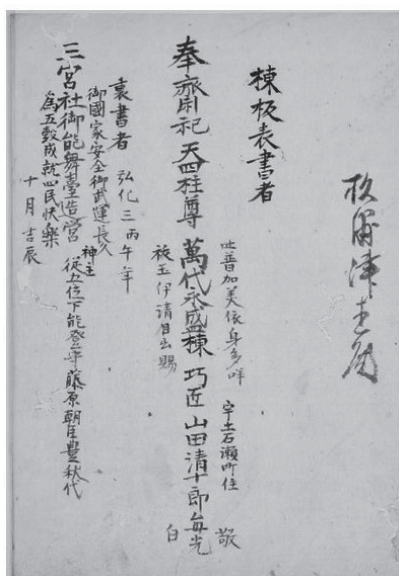
丁数 六



(表紙)



(初丁・表)



(5丁・表)

〔凡例〕

底本を忠実に翻印することを原則としたが、通読の便宜を考慮し、以下の方針に従った。

1. 漢字と仮名の別、仮名遣い、送り仮名、改行は底本通りとした。漢字の異体字や旧字体も基本的に底本のままとした。
2. 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、明らかなカタカナ表記は底本のままとした。
3. 傍記や細字挿入記事は、可能な限り底本通りに配置した。
4. 丁付を「一才のごとく付した。細字はそれとわかるようにポイントを落とし、行割細字は、「一／」で示した。ミセケチは傍線を施して訂正後の形を採用し、（ ）内に訂正前の語を注記した。
5. それぞれの文書写しに仮番号（丸付数字・アルファベット）を付した。

〔翻刻〕

「能興行并／能舞臺一卷之／記録」

① 「口上覚」

- a 来ル十九日御祭禮之節宇土町之謡囃子
 奉納之儀奉願候二付 私之茂病災除万民
 為安全同様之願書差出申候處願之通
 奉納御免被 仰付御祭礼賑々敷 御感應
 も可有御座難有奉存候 興行之場所者
 去年之通富場拝借奉願候由之處是又

願之通御貸渡被仰付候二付後事手数

者町方之取計申候得共微力之町方

諸雜費等届兼候儀御座候由二付私之

助力茂仕度心底二御座候へとも近年産土

「一才

之向々之奉納茂乏敷存甚届兼當惑仕候間

御家中衆之去年之通御奉納之儀御席々

之御出調被下可候ハ、前段衣裳囃子快興

行仕各別

御武運長久之御祈祷二も相成可申候 恐悦

千万ニ御座候 尤去年之儀ハ初而之儀二付万端

之手数も届かね候由二御座候へ共當年ハ

御作事方之竹木等拝借仕御家中棧

敷もざつと取しつらひ可申（候）場所柄狭ク

御座候二付 御目見以上之御方々迄ハ棧敷

より御見物二相成候様 町方之取計可申由ニ「一ウ

御座候 偕而右御奉納之儀重畳宜様被仰

談可候候奉願候 以上

天保六年

九月何日

吉見佐渡守

宇土役所當り

b 御祭禮謡囃子奉納二付 御役間くより

神納之儀五穀成就万民快樂富繁

昌二付 奉納ニ相成申候間 御祭禮之節
御祈念之ため御神酒且少々之御
供物御備ニ相成申候間 明後廿日御備共

「 2才

少々宇土方御代官方迄御指廻ニ相成候様
左候得者御役間く一統頂戴仕候筈ニ御座候
依之宇土方一ヶ所分五拾匁御元江差廻り
申候段候可及御懸合旨ニ御座候 以来共
右之通御心得ニ相成候様奉存候 以上

天保十一年子ノ

九月十八日

御代官中

吉見佐渡守様

「 2ウ

②「能舞臺建立一卷之事」

御社御祭禮御當日謡囃子奉納之儀去ル天
保五午年今奉願候處 願之通被 仰付候ニ付去
年迄十一ヶ年奉納仕来申候処 當年者
願継年限ニ付 猶又已前之通三ヶ年奉願
候処 願之通當巳ノ年今来ル未年迄御免
被 仰付候ニ付 當年茂奉納仕申候 然ル処當
時迄之儀者

御社前富場拝借ニ而興行仕来申候得共毎

度惣札入之銅箱揚卸仕候得者 箱も年々
損迷惑之段候 富元中今噂有之 且又右之

「 3才

手数仕ルニ付而者雜費も多く御座候間
御社内石垣外東北之地面を撫シ御當日迄
仮舞臺を建来年今奉納仕度奉存候
尤御祭礼(後)者年之取崩相片付可申候
左候得者富場ニ而奉納仕候は雜費も
薄ク御境内と申旁弁利宜御座候間
思召茂無之御座候ハ、何卒宜敷御願置被下
候之様奉願候 此段覚書を以申上候以上

弘化二年十月

願主宇土町

荻屋

○ 嘉平

鍛冶や

○ 卯三郎

「 3ウ

たはこ屋

長平次

○ 藤本徳次郎

○ 伊勢田徳四郎

吉見能登守殿

③ 「奉願覚」

三宮社御祭禮當日迄去ル午年今謡
囃子奉納御免被 仰付去巳年迄年
之興行仕来申候處去冬右願主共

分別紙書面之通奉願度段頼出申候
右者為

御国家御安全五穀成就旁経営

仕候儀二付相成茂願主同意之儀二御

座候間 何卒別紙奉願候通御免

被 仰付被下候様重畳奉願候此段口上

之覚書を以奉願上候以上

弘化三年午二月 宇土郡馬場村

三宮社神主

吉見能登守

○

「4ウ

b 裏書者 弘化三丙午年

御国家安全御武運長久 神主

三宮社御能舞台造營 從五位下能登守藤原朝臣豊秋代

為五穀成就四民快樂

十月 吉辰

「5才

願主 苺屋長平次

大工中

鍛屋卯三郎

城神山

辰右衛門

樽屋庄兵衛

馬場村

順次

町別當

同

源十

栗崎村

同

喜八

澤田善次郎

宇土本三

幸作

世話人

川尻大渡町

源次郎

藤本徳次郎

同

貞八

伊勢田徳四郎

同

為八

同

同

和太郎

同

同

増次

同

同

壽吉

同

中無田村

壽八

同

天艸大矢野

辰五郎

同

同

金助

同

同

貞助

同

同

力蔵「5ウ

同

同

鉄次

a 棟板表書者

吐普加美依身多咩 宇土石瀬町住

敬

奉齋祀天四柱尊

萬代永盛棟

巧匠 山田清十郎每光

祓玉伊清目出賜

白

木挽中	石工
椿原村 榮七	廻江村 市助
同 甚十	宮庄村 勝右衛門
同 惣右衛門	左官
惠理村 貞八	新三 嘉平次
飯塚村 西右衛門	同 久吉
鶴見塚村 榮作	日雇頭 新三 喜助

⑤ 右之通成就致十月何日ヨリ二日舞臺開として

本座能師参り二日興行いたし初日ハ翁付
 二而本装束也 二日目一日ハ能師共々奉納いたし
 此以後年々御祭日ニ興行有来候處文久四子九
 月御祭礼ニハ小倉出陣騒動ニ付興行止申候 丑九月 6才

迄ハ右之次第ニ付興行無 然處右舞臺端懸り
 慶應二子二月十五日ニ捌レ言語道断之様子ニ付
 直ニ町別當丁頭中へ相知らせ候處 翌日見分ニ
 参り四五日之内ニ舞臺も解方ニ而跡再建
 なし 残念之事共也

⑥ 慶應三卯十一月六日富場於舞臺能興行致し候

熊本新座役者参り當町之者共稽古いたし候而
 相勤申候 然處雷打雨ニ而言語道断之仕儀ニ御座候處

ハツ此分止候ニ付夜ニ懸興行致し候

〔解説〕

本資料は、宇土三宮社秋季大祭時に謡・囃子を奉納するための願書をはじめとして、舞台設立に係わる願書二種、弘化三年に完成した舞台の棟札の表書・裏書と文書類の控えが続く。末尾には舞台披きの様子や慶応二年に解体された顛末とその後が略記されている。

内容を順に次のように分けて番号を付け、解説を付す。

- ① 「口上覚」二通（a 吉見より宇土役所宛・b 代官より吉見宛）、
- ② 「能舞台建立二卷之事」、③ 「奉願覚」（吉見より杉浦宛）、
- ④ 棟板表書（a）・裏書（b）、⑤ 雑記1（舞台披から解体まで）、⑥ 雑記2（その後の様子）

① 「口上覚」

a 〔天保六年九月吉見佐渡守より宇土役所宛〕

天保六年、三宮社神主の吉見佐渡守より宇土役所宛の文書控え。秋の大祭に關して、町方から今年も神社の富場を借りて謡囃子を奉納したいとの願出に許可の出たことを報告旁札を述べた上で、諸雑費の担当が充分ではないので家中にも奉納を依頼する。また、棧敷（行列見物のためのものか）は昨年よりもよいものが準備できそうな様子だが、広くはないので着座はお目見え以上の身分に限定の旨を願い出る。吉見は代々神主を務めた家で、当時は（藤原）豊秋。

①b〔天保十一年（一八四〇）九月十八日、代官より吉見佐渡守あて〕

天保十一年、秋の祭礼前日に諸代官から神主の吉見に宛てて、各種の御供を届ける旨の書状控え。

②「能舞台建立一卷之事」

弘化二年（一八四五）町方より三宮社神主の吉見あて、謡囃子奉納のための能舞台を作りたいとの申し出書。天保五年（一八三四）以来、去年（弘化元年）まで十一年間謡囃子を奉納してきたが、今年（弘化元年）の奉納許可願出の更新年にあたる。本来ならばこれまで同様にもまた三年間の申請をすべきところだが、今年（弘化元年）は仮舞台を建設し、来年からはそこで奉納をしたいとする。従来は富場を借りていたが、準備に手間も費用もかかる上、毎回移動させる惣札入れの銅箱も年々傷むので苦情が出ているという。仮設の舞台を作りそこで上演をすれば費用も少なくて済むと詳細な事情を述べ、願い出る。差出人は町方五人の連名になっている。

③「奉願覚」

三宮社神主の吉見から宇土郡代への願書。「杵浦津直」は弘化二年（一八四五）三月から嘉永四年（一八五二）三月二十八日まで宇土郡代を務めた人物。^{（注5）}天保五年（一八三四）から昨年弘化二年（一八四五）まで、三宮社祭礼に謡囃子を奉納してきた町方の者たちから、昨年冬に仮設の能舞台を作りたいとの願い出のあった旨を記す。彼らの願書を上申するに際しての添え状らしい。

④は弘化三年（一八四六）秋に完成した「三宮社御能舞台」の棟板の表書きと裏書き。大工の棟梁は、山田清十郎毎光、施主代理は三宮社神主の藤原豊秋（吉見）。願主と世話人は、別当と、先の②に名のある五名に願主一名が加わっている。

⑤雑記1（舞台披から解体まで）

舞台完成の弘化三年（一八四六）十月の舞台披は、「本座」の能楽師が来て二日間の興行があったという。初日は「翁付」で装束を着けた本格的な能が演じられた。二日目は能楽師たちによる奉納があり、以後、何年間かは大祭の時に興行が行われたが、文久四年（一八六四）九月は「小倉出陣騒動」すなわち第一次長州征伐のため中止、翌年も同様だった。その後、慶應二年（一八六六）二月十五日に舞台の橋掛かりが破損したので町方の責任者に知らせたところ、検分に来て、四、五日うちに解体してしまい、以後は再建されなかったという。

「本座」は代々友枝家（現・喜多流）が大夫をつとめている。弘化三年の舞台披時に参勤した「本座能師」は《翁》も演じているので、当主の本座大夫であった友枝源重であろうか。^{（注6）}「本座」は後掲の「新座」とともに熊本に古くから存在した猿楽座で、両座とも祇園社（北岡神社）の六月の祭礼に「翁」付きの神事ををつとめ（新座は藤崎八幡宮の八月の祭礼にも参勤）、細川氏からも保護を受け、お抱え能楽師として活躍していた。

⑥雑記2（その後の動向）

慶應三年（一八六七）十一月六日、富場の舞台（仮設か）で能

興行があり、熊本から新座の役者が来たとする。この町の者も稽古してつとめたというのは謡・仕舞か。あいにくこの時はひどい雷雨のため中断、八つ時頃に雨が上がったので、夜にかけて興行をしたという。

「新座」は前述。大夫は櫻間家（現・金春流）がつとめており、当時の当主は明治の三名人に数えられる櫻間伴馬であった。ちなみに、伴馬は安政三年から修行のために二度出府しているが、文久元年（一八六一）帰国、この折は熊本在住であった。

三 「三宮社」 九月十九日祭礼の能について

本資料と直接関わることはないが、冒頭で触れたように、三宮社の秋季大祭に能が演じられていた記録がある。これは、今回の資料から窺われるかたちの奉納とは異なるが、未紹介の事例なので、前掲の「三宮社記録」からわかる限りのことをあげておく。

同書によると、三宮大明神之元本（写）の冒頭に「一歳有二十五度之祭礼（式日別／註之）就中九月十九日祭礼者三社の神輿有行幸於轟之水上而供奉之庄官十二人随兵百二十人能七番流鏑馬九度相撲十二番御供百二十膳其外祭祀礼数箇条有執行矣」とその様子が記される。月ごとに祭礼日を列挙した箇所にも「九月十九日 能／流鏑馬／相撲／御幸有」とあり、能を含めた芸能がある時期までは奉納されていたらしい。さらに「九月十九日祭礼之式」の日程詳細に続き、当日の「行幸の次第」が図示される。先頭は神事奉行二人（左右両人騎馬、*括弧内は小字もしくは割

注）、一番は「猿田彦神面」（六体／浄衣烏帽子）、次は「櫛」（浄衣烏帽子）と続き、二十四番目の「鉾傘」（「街中ヨリ出ス左右二行／左右長柄」）の次が「能之山」で、その後続く「供奉衆人」で行列は終わる。能の部分には次のような長い割注が付されている。

「車ニ山ヲ飾リ城ノ大門ヨリ朝六ツ時引出シ轟（*地名、ここに仮殿が設けられる）マテ引出ス 社前ニテ翁ヲワタシ轟ニテワキキリ共ニ五番也 但社前ニテ御幸（*神幸行列のことカ）ノ時ヲ待ツ也 山ハキルモノ八長ニカザル 能ハ一年ハ引立ノ能ヲ城ヨリ始レレバ次の年ハ馬場ヨリ始ム」。

続いて行列の仕様が図示されており、「能ノ山」を含む部分にはまた詳細な書入れがなされている。図の右横には「能ノ次第車ニ山ヲ飾リ城ノ大門ヨリ朝六ツ時引出シ社前ニ居御幸ヲ待、御幸ノ跡ヨリ轟マテ引、宮前ニテ翁ワキ、轟ニテ三番ノ能有」さらに図の「能ノ山」の真下には小字で「山ヲ飾リ其中ニテ能有、社前ニテ翁、轟ニテ能三番、棧敷前ニテ一番社前ニテキリ」などと記されている。

これによると、神事の行列に「山」とともに能の役者も加わっており、神前や轟屋敷などで舞台を演じていたことになる。（神前で翁と脇能・轟で三番、のほか若干の違いがあるのは、棧敷前で乞われて演じるためか。）

続いて「於轟之假屋能三番興行 御供三膳 神酒 神楽六座／右還幸之次第行列同之」とあり、還御の後、祝詞・神楽が行われ、城主が参詣して流鏑馬（九度）、相撲（十二番）が行われるとする。以下、祭礼に係わるさまざまな場合が記されるが、十九

日に領主の名代が社参の場合、祝詞や神楽、祓いや祈祷などの後、獅子舞、流鏑馬、相撲が行われるとしている。「三宮社記録」はさまざまな時期の寄書きで、元禄五年の書上の覚には「能七番」とあるとする記事も見える。詳細な検討を要しよう。

また同書所収の所蔵品目録中には、室町期のものと伝える「翁三番之面」二面が含まれている。この翁面は現存し（同社歴史資料館蔵、嘉永五年・吉見能登守による箱書あり）、同神宮には能番組も一通（包紙のみ閲覧、内容未見）所蔵されている。なお、同教育委員会の調査による同社所蔵文書十点中に、慶応四年六月写の「西岡神宮他祭神及由緒記／吉見飛驒守」（番号3、袋綴冊子）、「三宮社寄附記録」（番号8、袋綴冊子）なども含まれているが、未調査である。先の記録原本と併せて、あらためて調査を行いたい。

四（附） 志水文庫蔵「新流／新能組」との関わりについて

前号紀要で紹介した「新流／新能組」は、前半が嘉永七年のペリー再来日から安政の大獄までを挿入した一種の「風説留」、後半が安政五年七月の町触の写しであるうと推測した。今回の史料は、前掲資料と同包されていたらしいが、それは偶然ではないかもしれない。というのは、宇土藩第十代藩主の細川立則（天保三年（一八三二）～明治二十一年（一八八八））が、嘉永六年（一八五三）のペリー来航に伴って浦賀出陣の幕命を受け、さらに翌七年から文久三年まで相州御備場請持となっているからであ

る。立則は、嘉永四年五月父の病氣隠居により跡を継いで同年十二月従五位下山城守に叙任、以後文久二年（一八六二）一月に弟の行真（養子）に家督を譲って隠居している。（宇土藩はその後、元治元年（一八六四）・慶応二年（一八六六）に長州征伐を命ぜられ、本藩とともに行動している。）

もつとも、浦賀御備場に出陣を要請されたのは宇土藩ばかりでなく、本藩が中心であった。すると、「新能組」も本資料もともに、熊本藩の関係者によって記されたものと仮に考えても大きな矛盾はなさそうである。

〔注〕

〔注1〕上米良純臣編『江戸時代に於ける肥後國神社大観』（一九六五年）に拠る。

〔注2〕「三宮社記録」は西岡神宮所蔵文書のうちの一点（番号2）で、近世の資料を昭和期に書写したもの（書写奥書は「昭和三十五戊戌年三月吉日／據三宮社記録謹写之／宇土市船場居住人／宮本昌恭」）である。以下、本稿中の本文引用は、宇土市教育委員会編『宇土市歴史民俗調査報告書第三集 宇土細川氏藩政関係歴史史料調査報告書（三）』（宇土市教育委員会、平成三年）所収の本文（影印）に拠る。

〔注3〕「三宮社記録」および後掲の近代の演能記録や宇土市の事情については、すべて宇土市教育委員会文化課技師（学芸員）大浪和弥氏のご指示による。

〔注4〕以下、近代以降の記事をあげる。

・明治三十年十月二十付『九州日日新聞』

一面の記事。「西岡神宮祭典は十三日より十五日まで三日間執行せり例年の通り神輿を初め餘興としては獅子舞飾馬能楽操人形等の興業あり

て人出最も多かりしが…(以下略)」。この時点では、近世の記録と同様と考えられる。

・大正十一年十月二十一日付『九州新聞』

宇土郡西岡神社秋季大祭の様子を伝える記事。「御幸式」の様子は「先拂御旗御輿神楽各神官供奉隋兵飾馬と並んで御輿には可憐にも美しき馬上の稚児武者二十餘騎に護られ給ひ」と詳細に記されるも行列の中に能はない。披露されたのは獅子舞、飾馬の馬こなし、逆追ひ、流鏑馬の披露である。

・昭和十年十月二十日付『九州日日新聞』

日曜日の第四面、家庭欄・文化欄の「能楽界」ニュースとして掲載。「西岡神社祭能 熊本県宇土町外銀座の西岡神社秋季祭は二十日同境内能楽殿で祭能を行われる由。番組は田村(櫻間賢治)小袖曾我(鹽津清人、狩野勇雄)紅葉狩(友枝敏樹)である。同社の祭能も、此處十数年間中絶されて居たが同社は明年秋季祭を控へ有志の熱心にて復興されたもので、當日は日曜でもあり参拝旁々観覧者も多いだろうと」。同神宮に能楽殿はないので、本殿神殿での奉納上演か。この後も奉納は行われたようだが、未詳。

・昭和十二年十月二十五日『九州新聞』

「宇土」地方のニュースとして「宇土町西岡神宮 記念大祭と例祭ノ昼夜空前の賑ひを呈す」という記事が見え、「西岡神宮の創建千二百廿五年大祭と恒例祭は十月十八日より二十日まで三日間秋晴れの好天気恵まれ連日大賑合を呈した」と報じられている。これは先の記事にあった年秋季祭のことらしく、初日が大祭で神事後、午後からは大神楽、夜は提灯行列が行われたという。二日目には触れず、三日目は恒例祭で、御幸式のことが出るが、奉納は獅子舞のみである。

(注5) 西山禎一『熊本藩役職者一覧』(細川藩政研究会、二〇〇七年)に拠る。

「弘化二年三月に下益城と宇土は再び併郡となったが、下益城宇土郡

代は一人しか配置されなかった。嘉永七年に吉田平之助が御備場詰を命ぜられると、飽田託摩の上妻半右衛門は宇土郡代助勤兼帯を命ぜられた。」(西山禎一「熊本藩郡代(二)」都城工業高等専門学校研究報告第三十三号、一九九八年)

(注6) 源重は嘉永五年(一八五二)に養子となった弟の八助(小膳)家督を譲っている。「嘉永五年 本座太夫友枝源重の養子八助、稽古扶持として三人扶持下し置き候。」「安政四年(一八五七) 熊本町本座太夫友枝小膳養子三郎、稽古扶持として三人扶持下し置き候。」(『町在』)